

Title	太平洋問題調査会 (IPR) と移民問題 : 第二回ハワイ会議を中心として
Sub Title	The Institute of Pacific Relations (IPR) and the immigration problem : with the focus on the Second Hawaii Conference
Author	片桐, 庸夫(Katagiri, Nobuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1992
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.65, No.2 (1992. 2) ,p.155- 184
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	神谷不二教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19920228-0155

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

太平洋問題調査会（IPR）と移民問題

——第二回ハワイ会議を中心として——

片 桐 庸 夫

問題の所在

第一章 準備過程

第二章 人口食糧問題討議

第三章 移民問題討議

むすび

問題の所在

太平洋問題調査会（The Institute of Pacific Relations：以下IPRと略す）第二回ハワイ大会（以下第二回ハワイ会議と呼ぶ。）は、予定通り一九二七年七月一日から二九日までの二週間、第一回ハワイ会議と同様ホノルルのプナホ学校を主会場として開催された。

第二回ハワイ会議は、第一回のそれと比較し、参加者数の増加⁽¹⁾や王立国際問題研究所(The Royal Institute of International Affairs)の会員を中心とした英国グループの初参加⁽²⁾とともに、国際連盟事務局から二名⁽³⁾及び国際連盟労働局(ILO)から一名のオブザーバーを各々派遣されるなど、新たな展開をみせている。

それは、単に東西間の軋轢の高まりの中で相互理解を促進し、両者の間隙に橋をかけることを意図するIPRの理念・目的に対する評価や期待感の表明、さらには「異なる意見が感情的になることなく交わされ、それを通じて人的問題の背景への窓が開かれ、政治的、経済的、文化的難局に向けての討議がおこなわれ」⁽⁴⁾、「西欧がアジアに対して自らの地位や自由を売り渡したり、教授したり、或いは説教するといったことのない最初の試み⁽⁵⁾」を実現した、ないしは「異人種間の衝撃吸収装置⁽⁶⁾」としての役割を果たした第一回ハワイ会議の実績が評価されたことを示すに止まるものではなかった。それ以上に、太平洋地域の重要性やIPRの世界的次元に於ける存在意義が認識されたこと、それにともなつて第二回ハワイ会議の持つ重みが前回にもまして大きくなったことを意味していたのである。

それとともに、第二回ハワイ会議は、IPRの恒久化が正式に決定され、規約も整備された後に開催される最初の会議という性格と、二年間という次回会議に向けての調査研究及び準備期間を経て開催される最初の会議という性格を併せ持つものであった。さらには、第一回ハワイ会議に於ける中国問題討議の中で英国グループの存在の必要性を痛感したという経験から英国グループの初参加を招請した最初の会議という前回にはなかった側面をも有していた⁽⁷⁾。従つて、第二回ハワイ会議は、『ディ・インクワイアリー』誌が「高級な試み⁽⁸⁾」(A Supreme Test)と評したように、IPRの真の意義が本格的に問われるとともに、その後のIPRの方向性を規定することにもなりうる重大性を内在する会議であつたといえよう。

本稿では、そうした認識に基づきながら、第二回ハワイ会議に向けての日本、米本土両グループの思惑や準備、第一回ハワイ会議の場合と比較しながらの第二回ハワイ会議に於ける移民問題討議、そして最後に第二回ハワイ会議

の意義や問題点などについて分析し考察することを主たる目的としている。

- (1) 会議の参加者数については、山岡道男『アジア太平洋時代に向けて——その前史としての太平洋問題調査会と太平洋会議』（北樹出版、一九九一年）所収の「太平洋会議参加団体一覧表」（五九ページ）を参照されたい。
- (2) メンバーは、前印度立法議会議長サー・フレデリック・ホワイト（Sir Frederick White）を代表とし、王立国際問題研究所幹事長ライオネル・カーティス（Lionel Curtis）その他一二名の有能な人材をそろえていた。
- (3) その中の一人は、国際連盟東京支局の青木節一であった。
- (4) *An Inter-Racial Shock Absorber* (Rare Book and Manuscript Library in Butler Library, Columbia University).
- (5) *Ibid.*
- (6) *Ibid.*
- (7) *GREAT BRITAIN JOINS THE INSTITUTE, NEWS BULLETIN* Institute of Pacific Relations, January 1927 参照。なお、カーティスは、IPRが英国グループを招請した理由として、オーストラリア、カナダ、ニュージーランドの各グループが英国と中国との間の条約関係について熟知していない点をあげている。それについては『*THE PACIFIC CONFERENCE THROUGH ENGLISH EYES* by Lionel Curtis, November 29, 1928 (Institute of Pacific Relations Document Collection, University of Hawaii Archives in Shindair Library, University of Hawaii)』を参照。
- (8) *The Inquiry*, December 1927, Volume 3, No. 7.

第一章 準備過程

1

一九二五年七月の第一回ハワイ会議終了後、太平洋問題調査会を恒久的機関として確立するための委員会が設けられ、この委員会によって中央理事会（Pacific Council）が創立された。本理事会の幹事長に任命されていたJ・マー・デイヴィス（J. Merle Davis）は、一九二六年に入ると、翌年に迫った第二回ハワイ会議に対する各グループの意

向を聴取するとともに、同会議のスケジュールやプログラムを打ち合わせることを目的として半年間の巡回旅行を行っている。⁽¹⁾

その一環として同年四月に来日したデイヴィスは、同五日、日本グループの評議員会長渋沢栄一と会見した際、IPR に対する日本側代表者の考えとして次のように説明を受けている。⁽²⁾

過去数年間の一連の不幸な出来事は、米国に対する私の評価を失墜させるとともに、私を落胆させた。しかし将来日米両国民の間に一層の相互理解と良好な関係が樹立されうることについては落胆もしていないし、希望も失っていない。

太平洋問題調査会は、時宜に適っており、また漸次日米両国民間の相互理解を深めるとともに、よりすぐれた関係を打ち立てる上で効果的な方法であるとの印象を得ている。

渋沢の立場からすれば、一九二四年の米国議会に於けるいわゆる排日移民法の成立を阻止すべく日米関係委員会を組織したが、徒勞に終わっていた。そして、次の有効な手立てを見出せないという一種の閉塞状況の中にIPR設立の話しが持ち込まれていただけに、右のデイヴィスに対する渋沢の発言は彼の心情を率直に示したものといえよう。

一方デイヴィスは、翌六日、中央理事會理事長のレイ・ライマン・ウィルバー⁽³⁾ (Ray Lyman Wilbur) に宛てた書簡の中に於いて、渋沢との会見から得た印象として次の主旨の報告を送っている。曰く、私は、太平洋岸の人種関係調査が第一の、そして最も必要かつ実際的な事業であるとの考えを胸中に抱き続けている。米本土グループの研究委員会にお一層の研究助成が行われるべきである。それなくして実際的な研究が行き詰まることは最悪の事態である。デイヴィスのそうした認識は、日本の各界の人々との意見交換を通じてさらに強められることになる。

デイヴィスは、日本を離れ中国に向かう船中から日本報告とも呼べる長文の報告書をウィルバーに送り、以下のごとくにその考えを纏めている。⁽⁴⁾

一九二二年、この国はいまだ戦後の繁栄の波に乗っていた。それから、国家的悲劇がみまったのである。……(関東大震災と

い——筆者註）“不可抗力”（Act of God）に引き続いて、今度は一九二四年排日移民法という耳を聳し予想だに出来なかつた人災が襲つた。……排日移民法は大地震以上に苦痛を伴う傷を負わせることになつたのである。時間、懸命な復旧作業、そして重税によつて、大震災の傷は癒えよう。しかし、もう一方の傷は、日本人の性格が変化しない限り、癒されることはありえない。状況としては、表面上は平穩に受け入れてるように見える。しかし、内面に於いては恨みや反感が増幅されている。私は、異なるタイプや異なる関心領域の日本人から繰り返し同じ言葉を聞かされた。それは、「あなた方は排斥問題が既に解決済みの問題と考へているかも知れないが、日本人にとっては未だに解決をみていない。そして、それが正しい解決をみるまでは、解決されたことにはならない。」というものである。日本人にとつての「正しい解決」とは、彼らに対する差別が撤廃されることを意味している。彼らは、米国の移民障壁の撤廃を求めてはいない。彼らは米国のフロンティアから外国人を締め出す米国の権利を認めてゐる。しかし、彼らは世界の他の文明国と共通の基盤の上で受け入れられることを求めているのである。……アジアの人々の間で彼らだけが西欧の標準を受け入れられる資格を持つてゐるという確信には強いものがある。彼らは、商業、工業、陸海軍、科学、芸術、そして知性といった分野に於ける業績によつて、西欧列強に仲間入りするための試験に合格している。……

日本人は、皮膚の色、素性（background）、そして地理を根拠に彼らをアジア人と分類することは理に適つておらず、また公平でもないと思へている。彼らは、別の考え方から、自分たちを東洋人よりもむしろ西欧人と同列に置いている。米国人は、この点を理解して初めて排斥問題の難しさを根本から理解出来るのである。日本人は、彼ら自身を東洋的標準から西欧的標準へと移行させるといふ歴史の奇跡を達成しつつあるが、人種関係の分野に於いてその奇跡を実際に示す最初の機会を生かすことに失敗したのである。

デイヴィスの報告はさらに続くのであるが、その中でとりわけ注目すべき点は、移民問題を契機として日本側の対米イメージが急速に悪化したこと、それにともなつて彼が滞日中に会つた著名な日本人の二人に一人が米国の対日脅威感を抱いている旨を理解しえたことである。その点は、来日以前に予期しえなかつた驚きであり、「今回の滞日に受けた最も強い印象である。」とウイルバー⁵⁾に書き送つてゐる。

以上のデイヴィスよりウイルバー宛て報告からも推察可能なように、彼は滞日中の印象から第二回ハワイ會議に於

いても前回同様移民問題がプログラム中の最重要案件として位置付けられることを再認識して離日、中国へ向かった。それは、第二回ハワイ会議のプログラム決定に大きな影響を与えることになる。同時に、第一回ハワイ会議の最中に移民問題をめぐってアメリカ本土グループが一人悪役に仕立てられ、攻撃され、そして孤立した感のあった経験に鑑み、第二回ハワイ会議に向けての移民問題に重点を置いた調査研究を進めるに際して大きな刺激を与えることにもなるのである。⁽⁶⁾

2

日本グループが日本IPRの恒久化のための体制作り及び第二回ハワイ会議に向けての具体的対応を開始するのは、一九二六年四月六日に開催された日本IPR第一回評議員会及び理事会以降のことである。

第一回評議員会及理事会は、同年二月一五日の組織準備委員会の決議に基づいて銀行倶楽部に於いて開催された。渋沢栄一が評議員会長として議事を進め、まず準備委員起草の日本IPR会則を一部修正の上承認、次に理事長として井上準之助、理事として阪谷芳郎、沢柳政太郎、高柳賢三、高木八尺、鶴見祐輔、斎藤惣一の六名、幹事に石井徹、増田明六の二名を各々決定した。それらは、既述のようにIPRの恒久化が決定され、それとの関連でわが国にも国内理事会を組織化する必要が生じたことによるものである。

第二回の評議員会及理事会は、同年四月一五日、丸ノ内銀行集会所にて来日中のデイヴィスも参加して開催された。本会に於いては、予算、人事に関する決定に加えて、デイヴィスから第二回ハワイ会議に対する「日本側ノ提出問題トシテ人口問題、食糧問題、移民及ビ行政問題等ヲ提議シ全会ノ諒解ヲ求メ更ニ……太平洋関係諸問題ノ専門的攻究及ビニュースノ交換公表ヲ力説」⁽⁷⁾され、協力を求められている。それに対して、当日の出席者の中から頭本元貞が「東西文化ノ融和ヲ加ヘラレン事」⁽⁸⁾、井深梶之助が「人種問題ニ関シテ第一流ノ専門家出席ヲ希望スル旨」⁽⁹⁾の申し出を

各々行っている。

同年六月二八日の銀行集会所に於ける第三回理事会（本会より名称を変更―筆者註）は、基本方針として「我が国ニ於テハ本年十月迄ニ明年ノ布哇大会ニ提出スベキ協議案ヲ取纏ムルコト、尚布哇中央委員会ニ対シテハ十一月マデニ各国ヨリ協議事項ヲ取纏メテ各国ニ配附ノ手続ヲトルコトノ案ヲ提出スルコト」⁽¹⁰⁾そして「研究材料ノ蒐集整理ヲナシ第一ニ昨年大会ノ為ニ用意サレタル諸材料ヲ精選シテ出版スルコト」⁽¹¹⁾を決定した。

第四回理事会は同年一〇月一日、銀行倶楽部にて開催され、第二回ハワイ会議に対する日本グループの具体的対応策として「明年度大会ニ提出スベキ議題及研究」⁽¹²⁾六点を決定している。そのうち重要な事項は次の二点である。

イ 人口及食糧問題の研究

ロ 米国民法ニ対シ国際信義ノ上ヨリスル研究討議

イの「人口及食糧問題の研究」は井上理事長自身から提出されたものである。それをめぐる井上の意図は一考に値しよう。井上は、理事会の席上、翌年の第二回ハワイ会議の議題について、「移民問題ニ付、何時迄モ彼是云フハ面白カラザルニ付、今回ハ表面移民問題ヲ提出セザル方ニシテハ」⁽¹³⁾との考えを示した。それに対しては、鶴見より「本邦の輿論ヨリ見テモ、之ヲ論ズル方適當ナルベシ」⁽¹⁴⁾との意見が出され、渋沢からも移民問題を「是非議題トシタキ旨」⁽¹⁵⁾の希望が表明されたことから、いわば折衷案として「人口及食糧問題の研究」の中に移民問題を含めることとされたことによる。

移民問題に関しては、朝野をあげて米国の排日移民法の不当性に憤慨し、日本グループとしても前回同様国際的な場に於いて自らの立場の正当性を主張し、国際的な理解と支持を得ることを主たる目的の一つとしていただけに、井上の提案が周囲から驚きをもって迎えられたことは想像に難くない。しかし、当時の状況下に於いても、井上がそうした冷静な態度をとりえたことは驚嘆に値しよう。

なお、本理事会の最後に日本グループの大方針として、「日本ハ次期ノ會議ラシテ一層學術的討論的ナラシメ、時事問題ヨリモ實質的研究ニ努力スルノ態度ヲ持スルコト」⁽¹⁶⁾を全会一致で決定している。それは、日本グループを構成する各リベラリストがIPRの規約中に示された理念や目的を支持し、それらを次回ハワイ會議に向けてさらに確固たるものとしてゆきたいとの希望を表明したものであった。

こうした中、日本グループは、同年一月五日、ウイルバー、ハワイのハーバート・E・グレゴリー (Herbert E. Gregory)、オーストラリアのグリフィス・テイラー (Griffith Taylor)らIPRの主だった人士を迎え、IPR第二回大会準備協議会を歓迎の晩餐をも兼ねて催した。本会に於ける意見交換の中で注目すべきは、日本側が第四回理事会にて決定をみた方針に準拠しつつ「人口問題・食糧問題を主として論じたに對し、外人側は對米移民問題を持ちださん」としたように、移民問題をめぐり日本グループと他のグループとの間には姿勢の相違のあることがおぼろげながらも明らかにされたことである。

第五回理事会は、同年一月一六日、やはり銀行俱樂部に於いて開催され、日本IPRとして会員を今井五介外約百名受け入れること、隔月にプレティンを發行すること、「高柳、高木兩理事提案ニ係ル『在留外人ノ權利義務』ニ関スル研究ヲ繼續シ之ヲ英文ニテ發表スルコト」⁽¹⁸⁾、一月二三日銀行俱樂部に於いて那須皓に依頼し『人口食糧問題』ヲ議題トシ研究会ヲ開催スル⁽¹⁹⁾ことなどを決定した。同時に、大正一五年度の會計報告及び大正一六年度の予算案(総額五六、二〇〇円)をも原案通り可決承認している。その中には、第二回ハワイ會議の經費として四一、五〇〇円、中央委員会分担金としての三、〇〇〇円が計上されている。⁽²⁰⁾

一九二七年二月五日に開催された第六回理事会は、さして重要な議題や決定もなく終了した。しかし、三月初めに第二回ハワイ會議のプログラム前半部分(七月一日から二二日までの分)が公表されると、同會議に向けての日本グループの動きはにわかに現実味を帯びることになる。⁽²¹⁾

ただし、そのプログラムの中身は日本、米本土グループの意向を反映したものであった。確かに、プログラムは前年のデイヴィスの巡回旅行や通信などの手段を通じて各国グループの意向を徴し、その上でハワイの中央執行委員会と中央事務局との協力の下に作成されていた。だが、第一回ハワイ会議の際にも示されたように、たとえIPRが民間外交であるとはいえ、参加各グループの所属する国家の地位関係がIPRの中に於いてもやはり色濃く存在していたのである。²²⁾

加えて、日本、米本土両グループとも英国グループの初参加がIPRにもたらす影響という新たな不確定要因を軽視していた。

以上の結果、日本、米本土の両グループは、第二回ハワイ会議を第一回ハワイ会議の延長線上に位置付けてとらえ、(1)前回同様に第二回ハワイ会議が日本、米本土両グループを中心として運営される、(2)従って会議の最重要課題が次回も当然移民問題となることに疑問を挟むことが出来なかった。それ故にこそ、日本グループの準備作業は、米本土グループも同様であったが、従来の路線に従って推し進められることになるのである。

第七回理事会は、一九二七年三月二八日、丸ノ内工業倶楽部にて開かれた。本理事会は事前にホノルル中央部から米国代表者の「内報」を受けていたこと、そして第二回ハワイ会議の期日がおよそ三カ月後に迫っていたこと、以上の二点から第二回ハワイ会議に向けての具体的なかつ実務的な問題の協議、決定を行っている。

例えば、(1)日本グループの代表者を井上、斎藤惣一、鈴木文治、高木八尺、高柳、鶴見祐輔、原田助ら一二名、それに婦人代表を含めること、(2)「内報」から知り得たことであるが、第二回ハワイ会議が問題を細密に討議するため四個の部会（第一部 文化・宗教・教育及社会施設。第二部 資源・産業・商業及財政。第三部 人種及人口。第四部 政治機関ト其ノ運用、国法ト訴訟手続、国際関係。）を設けることに対応して、四部門からなる研究部会の組織、部長及び幹事の選任、代表者全員を四部門に分属させること、(3)さらにはハワイのプログラム委員会が用意する議題以外に日本グルー

ブとして独自に一〇項目(宗教法案、反動思想、軍備制限問題、小作争議、汎アジア運動、無産政党、出版物法案及言論・集会の自由、ハワイ在留邦人の社会的諸問題、外人土地法の実施)の問題を研究準備しておくことなどである。⁽²³⁾

以上の第七回理事会を通じて、第二回ハワイ会議に向けての態勢の大枠が形成された。従って、同年四月一五日に銀行倶楽部に於いて開催されたIPR第二回大会準備協議会は、第七回理事会の決定事項を単に追認する場ではなかったのである。⁽²⁴⁾ それ以降、六月二九日に横浜港出港のプレジデント・タフト号にて沢柳以下の日本グループ一行がハワイに向け出立するまでの間、第二回ハワイ会議への出席者を中心とした研究会を既述の四部門に分けて開催、さらに前後一五回にわたって専門家を招き、研究会を開催した。⁽²⁵⁾

日本グループは、そうした経緯を踏まえて、活動の舞台を第一回ハワイ会議の場合と同じくハワイ、ホノルルのプナホ学校へと移すことになるのである。

- (一) *NEWS STORIES*, Second Session 1927 Institute of Pacific Relations, All prepared for the IPR by Elizabeth Green (Unpublished), Index No. B-81, July 28, 1927 (University of Hawaii Archives).
- (二) *An Interview With Viscount Shibusawa*, Tokyo, April 5, 1926 (Rare Book and Manuscript Library in Butler Library, Columbia University).
- (三) *The letter of J. Merle Davis to Dr. Wilbur of April 6, 1926* (Imperial Hotel, Tokyo, Japan) (Rare Book and Manuscript Library) 参照。
- (四) *REPORT ON JAPAN: No. 2 of J. Merle Davis to President Wilbur from S.S. "Kishu maru", China Sea, May 26th, 1926* (Rare Book and Manuscript Library).
- (五) *Ibid.*
- (六) 例えば、国際法専攻のハーバード大学教授ジョージ・G・ウイルソン(George G. Wilson)及びヒドワード・C・ウィーン(Edward C. Wynn)の両名による各国移民法に関するデータの蒐集、その成果を第二回ハワイ会議中の移民問題に関する円卓会議に資料として提出する準備、社会学専攻のワシントン州立大学教授R・D・マッケンジー(R. D. McKenzie)による太平

洋岸に於ける移民法の実効的効力についての研究などである。詳しくは、NEWS STORIES, May 21, 1927, Story #13, pp. 1-2を参照されたい。

(7) 大正一五年四月一五日付「太平洋問題調査会第二回評議員及理事会」、『太平洋問題調査会書類(大一一五―昭三)』(渋沢史料館所蔵ファイル一四六一―一四)。

(8) 同右。

(9) 同右。

(10) 大正一五年六月二八日付「太平洋問題調査会第三回理事会」、東京大学アメリカ資料研究センター『高木文庫』IPR関係資料。

(11) 同右。

(12) 大正一五年一〇月一日付「太平洋問題調査会第四回理事会順序」前掲『太平洋問題調査会書類(大一一五―昭三)』。

(13) 同右。

(14) 同右。

(15) 同右。

(16) 同右。

(17) 大正一五年一月一六日付『東京朝日新聞』。

(18) 大正一五年一月一六日付「太平洋問題調査会第五回理事会」前掲『太平洋問題調査会書類(大一一五―昭三)』。

(19) 同右。

(20) 大正一五年二月一六日付「太平洋問題調査会予算」同右『太平洋問題調査会書類(大一一五―昭三)』。
 なお、第二回ハワイ会議経費四一、五〇〇円の内訳の中、主なものは次の通りである。

旅費一人二千元一五人分 三〇、〇〇〇円

準備費 一、五〇〇円

印刷費(英文一、〇〇〇円
 和文一、〇〇〇円)

ハワイ滞在中の経費 四、〇〇〇円

事務費 七〇〇円

接待費 二、〇〇〇円

車馬費 六〇〇円
 雑費 七〇〇円

(21) 当初定められていた第二回ハワイ会議のスケジュール前半部分については、渋澤青淵記念財団竜門社編『渋澤栄一伝記資料』（渋澤栄一伝記資料刊行会、一九六一年）第三七巻、五五七—五五八ページ、もしくは DRAFT OF THE AGENDA FOR THE FIRST WEEK OF THE SECOND SESSION OF THE INSTITUTE OF PACIFIC RELATIONS TO BE HELD IN HONOLULU, HAWAII, JULY 15-29, 1927, NEWS BULLETIN 所収を参照せよ。

(22) 本プログラムが日本、米本土グループの意向を反映したものとなった理由については、第一回及び第二回ハワイ会議の日本グループ代表をつとめた澤柳政太郎の次の言葉が端的に示している。

「云ふまでもなく会員としては大国と小国とを問はず平等であつて何等の差別もない。もとより国際連盟に於けるが如く常任理事国と非常任理事国などといふ差別はない。会員は全く平等の地位に立ちて同一の権能を享有して居る。しかしながら事実にて此の会の内に主要な地位関係を占むる国と然らざるものとあるのは已むを得ない。而して北米合衆国と我が日本とが本会に於て特に主要な位地を占むることは事実上否むことはできない。それは大会に最も多くの代表者を出したといふ事実から云ふのではない。つまり太平洋の諸問題は主として我が国と北米合衆国とに關するものが多く且大であるからである。」

澤柳政太郎「太平洋問題調査会と我が日本」、井上準之助編『太平洋問題—一九二七年ホルルー』（日本評論社、一九二七年）二—三ページ。そういう意味では、公平さという観点に立つ時、プログラムには片寄りがあつたとみることが出来よう。

(23) 米国代表者からの「内報」及び第七回理事会の諸決定については、昭和二年三月二八日付「太平洋問題調査会順序」、「太平洋問題調査会第七回理事會」前掲、渋沢栄一伝記資料」第三七巻、五四九—五五一ページ参照。

(24) 太平洋問題調査会第二回大会準備協議会については、昭和二年四月一日付「太平洋問題調査会第二回大会準備協議會、東京銀行倶楽部ニ開カレ、栄一出席ス」の項を参照のこと。同右、五五二ページ。

(25) 一五回にわたる講演会テーマ及び講演者リストは「我調査会の準備」同右、五五八—五五九ページに所収されている。

第二章 人口食糧問題討議

1

日本グループ一行は、一九二七年六月二十九日、プレジデント・タフト号にて横浜を出港、七月八日に無事ホノルルに到着した。その時の同グループ各員の心境は、「平穩無事なる学術的討議に参加する⁽¹⁾」というものであったという。

しかしながら、日本グループのそうした姿勢には、陥穽があった。それは、米本土、英国、オーストラリアの三グループが同舟し、サンフランシスコからホノルルに向かっていたマッソーニア号の船上よりサー・アーサー・W・カーリー (Sir Arthur W. Currie) が中央事務局宛てに「本船搭乗の米、英、豪委員等は全会一致を以て左の通り決議せり。布哇中央委員会の作製送付せる議事日程は、あまりに問題多方面に亘り、且つ本末軽重の別を誤り居るにつき、全部変更を望む⁽²⁾」との電報を約六〇名の連名をもって送付してきたことであった。鶴見は、それを「最初の爆弾⁽³⁾」と表現し、日本グループのホノルル到着後「三日を出ずして形勢我然一変した⁽⁴⁾」とその驚きの様を語っている。続いて、各参加グループがホノルルに参集して最初に開かれたプログラム委員会の席上、全会一致をもってハワイ中央委員会が予め定めた会期前半部分の議事日程を廃棄し、新日程を編纂する旨の決定を行った⁽⁵⁾。

日本グループの驚きをよそに、全会一致で議事日程の変更が認められた主たる理由は、その東洋政策立て直しのためにあらゆる機会を捕らえようとしていた英国グループの要求、そしてそれに同情的な立場のカナダ、オーストラリア、ニュージーランドの三グループの支持、中国の民衆運動に同情者としての感情を抱く米本土グループ（それは米国民全般に共通するものであったが）筆者註、中国国民党の国権回復運動、すなわち革命外交に対する理解と支持を獲得するため全米遊説の帰途来布し、中国グループに合流した顧子仁を中心として国際的な場に於いて中国の現状や革命外交の指導原理に対する理解と支持を得ることを意図する中国グループの立場が奇しくも一致をみたことによる。換

言すれば、各グループが各々の立場から中国問題を最大案件と見做していたことにある。⁽⁶⁾

その結果、英国グループの主張通り中国問題が第二回ハワイ会議の最重要議題とされ、同会議の討議冒頭に中国問題が設定されることになった。そして、日本グループにとつては遺憾なことに、移民問題は第二の重要案件とされたのである。

第二案件とされた移民問題は、三日間の中国問題討議に引き続いて開催された一九二七年七月二一、二二日の人口食糧問題、及び二六、二七日の移民問題のための円卓会議、総括のための全体会議の場において討議された。

第一回ハワイ会議に続いて移民問題に大きな関心を抱いていたのは、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、米国土土、そして日本の五グループである。移民問題に対して各グループがいかなる基本態度をもって臨んだのかに關しては、一六日の開会声明の中にもみることが出来る。以下、その要点のみを紹介することとしたい。⁽⁷⁾

オーストラリア・グループ代表ホン・F・W・エッグルストン (Hon. F. W. Eggleston)

オーストラリアの重要問題は、その国土の發展を期するにある。……オーストラリアは、英国人の植民的天才とその投下した無尽の資本とによってこれまで築き上げられてきたのであって、容易な業ではなかった。今後も巨額の資本を必要としよう。単なる無資力な移民の問題ではない。国家がその求める種類の人種によってその人口を組織する権限を有することは今更説明を必要としない。これは米国の政策でもある。オーストラリアは同化不能な移民の入国を制限する自由を持つ。それは人種の優劣からの問題ではない。それは半ば経済問題で、異なる生活標準に対してわが国の経済生活を擁護するためにほかならないのである。

カナダ・グループ代表サー・アーサー・カリー

カナダは比較的新しい自治領で、過去六〇年間国民的統一のため極めて大きな苦痛をなめてきた。……移民問題についてもカナダと東洋との関係は、この歴史的的努力のレンズを透して眺められねばならない。……東洋移民のために、太平洋側の門戸を開くならば、カナダのようやく安定した国民的統一は再び困難と危険とに曝されるであろう。カナダ人、殊にブリティッシュ・コロニアはこれを恐れている。但し、われわれの移民政策は決して人種的偏見より出発したものではない。また、日本との紳士協約はその文言、精神ともに忠実に履行されたことを付け加えておきたい。……要するに、カナダは一九二六年のブリティッ

ユ・コモンウェルス・オブ・ネイションズの成立とともに英本国と同等の地位に立つ自治団体となり、従って、その内外政策とも先ずカナダの国民幸福を主として建てねばならなくなったのである。それは、貿易に於いても、また移民に対する態度に於いても同様である。

ニュージーランド・グループ代表ウォルター・ナッシュ (Walter Nash)

ニュージーランドと英本国との関係は密接である。人種及び思想に於いて根本的に英国的である。原住民保護に関しては、ニュージーランドはその管轄する諸島が東洋移民に圧迫されて減少しつつあることに對し保護策を請じる。東洋移民の大量入国によつて国内の生活標準が低下することを防止し、保護関税政策によつて国内産業及び經濟の安定を計ることを考えている。これからもニュージーランドの比較的高い生活標準及び労働状態を維持するために、あらゆる努力を払う所存である。

米国土土グループ代表レイ・ライマン・ウイルバー

欧州からの大量の移民を同化する試みにつまずいたこと (第一次世界大戦中の独系移民の問題を指す―筆者註) から、新たな移民に対する態度に変化をきたした。その結果、移民法が成立した。これは米国の保全を維持するための試みであった。大量の移民が母国を基準としてものを考え、米国を個人及び母国の利益追及の場と考える傾向は、いかなる国からであれ、米国の生活にはなほだしい摩擦を引起こすことなく吸収可能な一定の数を越えた移民の受入れを認めることに對して明らかな恐怖を増大させた。欧州移民によつて得た経験は、後からやつて来たアジア系移民に對する取扱いに大きな影響力を与えた。殊に、その人種、文化及び習慣の相違によつてアジア系移民に對して特殊の取扱いを行うことは、欧州移民の場合と比較すれば容易なことであった。既に実施された差別の存在にもかかわらず、米国民の側には、各国民を平等の基礎に於ける取扱いに改めるべきであるとの議論が高まりつつある。しかしなお、自国の将来の人口を決定するのは米国の権利であるとの考えには依然根強いものがある。現在、米国の生活に影響力を有する諸勢力は、一方に於いて外国の国民及び人種には差異が存在することを認めながら、他方彼らは米国民と比較して決して劣つておらず、また一つの規程の上にて取扱われるべきであるとの方向に導いていくと考えてよいと思う。移民割当て制 (クォータ制) の適用がアジアの国民を含むすべての国の人々に拡大されるとの希望には、合理的な理由がある。いわゆる二世についても問題はあがるが、初期の移民以上に熱心に米国化すべく努力している。…移民問題という微妙な問題に日本人が示した穏忍と友誼は米国の日本に對する尊敬の念を強め、双方が満足する解決に向けての希望を暗示するものである。

右にみた四グループ各代表の声明の中には幾つかの共通点を見出すことが出来よう。それらは、移民に関する立法は国内問題であるから一国の主権の範囲内にあるとの主張、現在及び将来の国民構成分子選択の必要性の主張、生活標準維持の必要性の主張、同化しがたい東洋移民の集団的流入の防止もしくは排斥の必要性の主張などである。四代表の中、日本の立場に理解を示し、同情的であったのは、ウイルバーである。彼は、日本に対する移民割当て制適用を支持する立場にあったが、興味深いのは、彼が日本の人口問題や移民問題に触れる時には必ず「移民が出れば赤児が入る」(When an emigrant moves out, a baby moves in.)と語っていたことである。その意味は、移民はわが國の人口問題の解決にはつながらぬ。急速な人口増加の趨勢は仮に若干の移民を送り出したとしても、それは焼け石に水を注ぐようなものであるという意味である。

以上に対して、日本グループ代表の沢柳政太郎は日本グループの基本態度を次のように主張する。⁽⁹⁾

七十年前までは日本國民の眼界頗る狭く、世界に並ぶものなしとの自負心を抱いてゐたが、開國と共に流れ込んだ欧米文化の光に今更ながら立ち後れを知り、爾來七十年苦心努力の結果漸く茲に世界列強に比肩すべき地位を⁽⁸⁾贏ち得た。日本の今日あるは中國、インド並びに欧米の先進文化の賜であるが、日本がそれに対して何を以て返礼せんとしているか。日本の貢獻は東西兩洋文化の大調和を計るに在る。日本國民の一般的生活標準が高まり、人口亦激増したる今日の日本の問題は人口及食糧問題である。人口食糧問題の解決には、移民、工業化、農業の發展、産兒制限等の手段が提案せらるゝも最も重要と観るべきは移民問題である。今日人口を容れ得る余地あるは臺灣及南北兩米大陸であるが、之等は吾々を遮りつゝある。吾々は今日こゝに移民問題の論戰を再開するの意思はない。日本政府は移民制限に関する他國の主権を充分尊重してゐる。たゞ疑問とするは人種によつて差別的法制を設けることの可否である。然しながら、日本は移民問題の解決を武力に訴へてなさんとするが如きことは断じて取らざる所である。

今日の新しき時代に於ては無制限の個人主義は変更されねばならない。之と同じく平等の基礎の下に世界の物資を分ち、移動及居住の自由を享受するてふ人類天賦の權利は思慮ある文明國人によつて普く承認さるべきものと信ずる。日本はかゝる日の來らん事を忍耐強く待つ、蓋し之を措いて他の恒久的の解決は見出し難いからである。

移民反対の第一の理由は所謂生活標準の問題である。然し生活標準と云ふも何等不変の原則ではない。故に若し生活標準の低い国の移民が入って来てその国の生活標準が維持されるとせば移民を拒絶する理由は無くなる訳である。第二は人種の差別である。白人人種は優等なりとの考が移民排斥の理由となつてゐる。然し之は理屈よりも寧ろ感情の問題で、科学的研究に基いた教育によつてかゝる感情は一掃せらるゝであらう。第三に文化的同化問題であるが、人種によつて同化の程度異ると云ふが如きは憶測に過ぎない。太平洋沿岸の所謂次代同胞（セコンド・ゼネレーション）の完全なる米化及日本の泰西文明の消化の事實は日本人必しも同化不能にあらざることを証するものと思ふ。

沢柳は、右のように日本が既に列強・文明国へと仲間入りし、生活標準も向上しているが、人口食糧問題を抱えていること、移民制限に関する他国の主権を尊重するも、人種による差別は承諾出来ないこと、同様に同化不能という見解にも承諾出来ないことを主張している。その中で日本グループにとつて最大の関心事である移民問題を検討する上で、日本グループが今回初めて提出した議題である人口食糧問題を移民問題とは別個の問題としながらも同列に並べたこと、移民問題を人口食糧問題解決のための唯一の手段ではなく、幾つかの手段の中の一つに位置付けて論じたことは、二年前の第一回ハワイ会議の場合と顯著に異なる日本グループの態度を示すものである。

以上、各グループ代表の開会声明の中に示された各グループの移民問題に対する基本態度を踏まえ、次に七月二、二二日の人口食糧問題円卓会議及び全体会議、同二六、二七日の移民問題円卓会議及び全体会議に於ける移民問題討議を具体的に検討してみたい。

2

既に述べたように、英国グループ参加の結果プログラムが変更になつたが、鶴見は「支那問題の円卓会議が終わつてから、……日本委員の實力が発揮せられてきた。それは日本側は、政治問題を中心として委員を選定せずして、科学的研究を主題として代表者を集めて往つたから、支那問題のごとき一時的な政治問題に手薄であつたに反し、事実の

精細なる攻取に基く根本問題に得意であつた。」と日本グループの模様を評している。

鶴見の言は、いみじくも日本グループが第二回ハワイ會議を第一回ハワイ會議の延長線上に位置付け、移民問題が再び中心議題になると考え、それを前提とした準備、人選を行つていたことを意味している。それは、換言すれば日本グループが中國問題の重要性を過少評価し、本問題に対する準備を怠つていたことを物語つてゐる。そのことは、沢柳が開會聲明の中に於て中國問題に關して最後にはんの僅かしか触れていないことから理解出来るのである。

さて、人口食糧問題討議であるが、七月二日に米本土グループのO・E・ペーカー(O. E. Baker)、C・L・アルスベルグ(G. L. Alsbury)そして那須皓の三名がまず簡単な報告を行い、それに基づいて円卓討議を行つてゐる。

ペーカー、及びアルスベルグは、人口食糧問題の國際的意義を主として技術的見地より説明したのに対して、鶴見のそれは政治的社會的意義を強調するものであつた。鶴見は「過剩人口の圧力は二つの方向を取る。一は外に出住口を求めて移住せんとし、一は社會組織の改造によりて内に救済の途を見出さんとする。過剩人口は内外両面を断つ兩刃の劍である。過剩人口の圧力は、今や日本の社會組織そのものを深く剋らんとして居る。……人口の増加は如何にしても一朝に之を抑制し得べきものではない。社會經濟組織を改善し産業の生産力を最大限度迄發揮せしめても、尚且つ生活程度の向上を望む國民全般の要求を満足せしむるに足らぬかも知れない。斯かる際に高度の文化を有し勤勉にして平和を愛する國民は、未開地尚豊富なる他國に平和的に移住するをも許されざるべきものであらうか。……現時の國境は全く近代に於て人為的に定められしものに過ぎない。此の國境を永久に不変にして永久に超ゆ可らざるものと考ふるは妥当であらうか。廣漠たる未開の沃野を有する國民が、唯自國民の生活程度を維持することを口實として如何に他民族が困却してもそれに頓着なく他民族の移入を拒絶するは果して道義的態度と目すべきであらうか。」⁽¹¹⁾このように日本の立場を説明したのである。

次に円卓會議に移る訳であるが、會員の注意を喚起する目的で各會員には予め以下のような質問表(The Question-

naire) が配布されていた。それは、ほとんど那須一人の手で作成されたものである。⁽¹²⁾

質問表

- (一) a 人口及び其の変化の趨勢
- b 食糧の需要及び其の給源が国際的關係に及ぼす影響如何
- (二) 或国民は

- a 生産又は購入による食糧の限度以上に人口を増大して可なるや
- b 高度の生活程度維持の爲めに未開の土地を他民族に閉鎖して可なるや
- (三) 国家が産児制限を奨励することは道德的なりや、又、産児制限は人種改良学的見地より見て満足すべき結果を示すや
- (四) 食糧の国際的通商は増加の傾向を示すや
- (五) 日本、支那、米國、カナダ、豪州、ニュージーランド、其他の國々に於ける人口の自然増加の趨勢如何。殊に出生率、死亡率並びに人口移動の状況如何。

円卓會議に於ては、当時の状況からして自然と日本の人口食糧問題を中心とした議論が活発に交わされた。⁽¹³⁾ その内容であるが、日本の置かれた状況に同情的、ないしは理解を示す見解が目立っている。例えば、日本人移民排斥の一つの有力な根拠としてハースト系新聞などにたびたび取上げられた日本人の兎のような出生率の高さに関して、アルスベルグが人種による繁殖力の差はない、加州では日本人の出生率が著しく低下した旨を実証的に論じたこと、また IPR 調査主任のコンドリフがかつての異常な出生率は全く壮齡の日本人ばかりが多かったという異常な年齢別人口分配状態によるものであることを述べたことなどがその例としてあげられる。

人口削減のための方策としては、ウイルバーから、既述の「移民が出れば赤児が入る。」との観点に基いた、移民は問題解決の手段にはなりえないとの意見が提出され、米國本土、カナダ、オーストラリアなどのグループの会員からは産児制限によって人口問題の解決をはかるようにとの希望も出された。しかし、それに対してはジョン・A・ライ

アン (John A. Ryan)*が自らの神父としての立場から反対を表明した。さらには米國本土グループの一會員からも、自國本位の考えに基づいて他國に対して産児制限を宣伝すること、及び産児制限の道徳的、實際的結果の双方について強い異論や疑問が提出された。かくて、各會員の間には人口食糧問題の解決には他に方法を見出さねばならないとの合意に至った訳である。

最後のそして有力な解決策と各會員に見做されたのは、日本の産業の一層の発展であった。しかしながら、日本が工業資源に乏しいこと、中国の工業発展によって将来日本の工業が脅かされる可能性のあることなどが議論の対象とされている間に、与えられた時間を消化した。その結果、「質問表」の全項目について十分議論することは出来ず、次回までの宿題を残すことになったのである。その宿題とは、「太平洋沿岸諸國に於ける人口動態」及び「食糧生産状態」について詳細な調査研究を継続することであった。

七月二二日夜の人口食糧問題についての全体会議の場に於いて、那須は念を押すかのように「日本國民は極東の小島に瓶詰めにされたる感あること、他民族が膨脹するに際して日本民族のみ独り其の膨脹を阻止せらるゝの不當なること、今日の國際道徳は甚だ幼稚にして偏狭なる利己的見地より種々の制限を加ふる為め、困難なる人口食糧問題の解決を愈々困難ならしめること」⁽¹⁾を強調した。那須の所論をベーカー、コンドリフが支援するかのように、日本に好意的意見を述べ、とりわけコンドリフが単に物質的生活程度を高めることを無批判に自らの目的として設定することが果して妥当か否かという問題提起を行い、高い生活標準の維持を主張するグループに対して反省を求めたことは意義深いことであった。

総じて、日本グループの提議した人口食糧問題の討議を通じて同問題の深刻さ、解決の困難性、日本だけでなく世界的に考えねばならない問題、つまり國際的意義を有する問題であるといった認識が共有されたことは、評価されてしかるべきである。

- (1) 鶴見祐輔「(II) ホノルル会議(一) 太平洋会議下瞰」, 井上, 前掲書, 四三二頁。
- (2) 鶴見祐輔「太平洋会議七、爆弾来」。本資料は、鶴見が第二回ハワイ会議の模様を新聞紙上で一四回の連載記事としてまとめたものである。しかし、掲載紙名、日付は不明である。
- (3) 鶴見「(II) ホノルル会議(一) 太平洋会議下瞰」, 井上, 前掲書, 四三二頁。
- (4) 同右。
- (5) 同右。それまでの議事日程は、エドワード・C・カーター (Edward C. Carter)、『ジュークス・T・ショットウェル (James T. Shotwell)』、ウイリアム・H・キルパトリック (William H. Kilpatrick)、『鶴見の手びき』の2頁にあった。鶴見によれば、第二回ハワイ会議の中心を日本と米国に置くことが暗黙の了解があったという。それが議題の再編という事態によって崩れたという。なお、新たに再編されたプログラムについては、“THE CONFERENCE PROGRAM” J. B. Conditte eds., *PROBLEMS OF THE PACIFIC, Proceedings of the Second Conference of the Institute of Pacific Relations, Honolulu, Hawaii, July 15 to 29, 1927* (University of Chicago Press, 1928) pp. 603-606 を参照する。
- (6) “WILLIAM L. HOLLAND ORAL HISTORY”, Tape #2 (Side A) May 30, 1988 (Vancouver) by Bill Holland and Paul Hooper の中で、ウイリアム・L・ホランドは、予め定められていたプログラムが変更された理由の1つとして、一九二七年頃までの中国国民党の背後にソヴェエトの存在を懸念する空気が強かったことを指摘している。
- (7) 各開会声明中の移民問題関係部分については、青木節一「開会当初に於ける各国代表の『声明』及び『冀望』の概要」, 井上, 前掲書, 七八-九二頁。及び Hon F. W. Eggleston “THE VIEWPOINT OF AUSTRALIA ON PACIFIC AFFAIRS”, *PROBLEMS OF THE PACIFIC*, pp. 5-7, Sir Arthur W. Currie, “CANADA AND PACIFIC RELATIONS”, *Ibid.*, pp. 13-15, Walter Nash, “A NEW ZEALAND OUTLOOK ON PACIFIC AFFAIRS”, *Ibid.*, p. 40, Ray Lyman Wilbur, “AN INTERPRETATION OF AMERICA IN PACIFIC RELATIONS”, *Ibid.*, pp. 57-58 and pp. 60-61 を参照する。
- (8) 山崎直方「第二回太平洋問題調査会に臨みて(三)『地理学評論』昭和二年十一月号(第三卷一十一号)三五二頁。
- (9) 青木, 前掲書, 八五-八七頁。なお、文中の「贏は『贏』であるように思われる。」及び “THE GENERAL FEATURES OF PACIFIC RELATIONS AS VIEWED BY JAPAN”, by Masataro Sawayanagi, *PROBLEMS OF THE PACIFIC*, pp. 30-33.
- (10) 鶴見「(II) ホノルル会議(一) 太平洋会議下瞰」, 井上, 前掲書, 四九二頁。

- (11) 那須皓「人口食糧問題」、井上、前掲書、一四〇—一四二ページ。那須は、日本の立場について一層の理解を得ることを目的として『日本の人口食糧問題』(THE PROBLEM OF POPULATION AND FOOD SUPPLY)と題された二六ページの英文小冊子を用意し、会場にて会員に配布してゐる。
- (12) 同右、一四二ページ。
- (13) 円卓会議に於ける人口食糧問題討議に関しては、同右、一四三—一五〇ページ、および「II. SUMMARY OF ROUND-TABLE DISCUSSIONS: 5, Population and Food Supply», PROBLEMS OF PACIFIC, pp. 117-128 参照。
- (14) 那須「人口食糧問題」、井上、前掲書、一四七ページ。

第三章 移民問題討議

1

日本グループの最大関心事である移民問題討議は、人口食糧問題討議が終了してから四日後の七月二六、二七日の円卓会議、同二七日夜の全体会議に於いて行われた。本討議の場合には、第一回ハワイ会議の際のそれと継続性を有していた点に興味深いものがある。

移民問題に対する日本グループの基本態度は、「第一、移民問題は完了終結の問題ではない。第二、日本は敢て米國に移民を送らんとするのではない。第三、日本人の遺憾とするところは国際的信義礼讓の無視された点であること。第四には日系市民の問題は元來米國の問題であるが、日本人の関心事である。若し協力する点があれば喜んで応じた。第五、移民法実施、入國に關する實際上種々の困難などを挙げ、日本は米國の有識階級の世論と力を飽くまで信じ、忍耐して正常に解決せらるゝことを待つ」ということであつた。⁽¹⁾

円卓会議に先立って、人口食糧問題討議の場合と同様の趣旨に基いて各会員に以下の質問表が配布されている。⁽²⁾

質問表

- 一、太平洋に臨む各国に於ける移出民の顕著なる原因
 - 二、移民を受け入れる国々に於ける軋轢の主なる原因
 - 三、従来移民問題に伴ふ種々なる紛糾を取扱って来た重要な方法
 - 四、太平洋諸国に於いて、左の各項に就て生ずる緊要なる問題
 - イ、移民の入国
 - ロ、移民の帰化
 - ハ、移民の（一）法律的（二）其他の不利不便
 - 五、移民の第二代在住民に対して生じつゝある特別なる問題
 - 六、外国人学生並に旅行者に關する特別なる問題
 - 七、以上の諸問題より生ずる不平不満の主なる原因と、其重要の程度による順序
 - 八、之れ等の不平の諸原因を取扱ふ最善なる方法
- 第二回ハワイ會議に於ける移民問題討議の中で中心をなしたのは、質問表からも察せられるように、移出民の原因、米國移民法に於ける東洋人の差別待遇、日本人と移民割当て制、在米國並びに在カナダ日本人移民の差別的待遇、黃白人種の雜婚問題、「第二世」問題などである。第一回ハワイ會議に於ける移民問題討議の場合には、なんといいつても議論の中心が米國のいわゆる一九二四年排日移民法におかれ、人種的差別を法として制度化した米國に對する批判的空氣が濃かつた。それから二年、人種的差別の問題はともかくも、それ以外は日本人への移民割当て制適用の問題を中心としながら、日常生活と密着したきわめて現実的な性格の問題となつたといえよう。

2

移民問題討議は三つの円卓に分かれて進められた。移出民の問題に關しては、國際間に於ける移住を放任すること

は種々の問題を惹起することから、必要に応じてある程度の制限を行うことは現状ではやむをえないとの議論が大勢を占めた。日本グループ会員にとっても、それ自体に格別の異論のあろうはずはなかった。

日本グループの会員が最も問題とし強く論じたのは、以下の趣旨であった。⁽³⁾曰く、その制限が極端に自国本位に陥り国際協調にもとるものであつてはならない。排日移民法はまさにその例に当てはまるものであつて、不必要な侮辱を日本国民に与えるものである。差当たつての問題はいかにすれば日本の面目も立ち、米国の要求も貫徹できるようにするかしないか。それには排日移民法を撤廃するか、或いは修正する必要がある。そして以前の紳士協約に戻るか、または欧州諸国と同じ比率制度で日本移民の入国を認めるしか他に方途はない。紳士協約の復活も困難とすればむしろ欧州と同じ比率制度の適用が一番公平でありかつ実行しやすい。もちろん日本はこの比率制度の下に多数の移民を米国に送りえない。現制度下ではわずかに百数十名に止まるとのことである。しかしながら、今日わが国が最も不快を感じているのは、わが国が差別待遇を受け、わが面目が不当に傷つけられたという点にある。これは、実利よりむしろ名譽の問題である、と。

日本に移民割当て制を採用することに対しては、米本土グループの大多数が賛成の態度を示した。しかしながら、それを直ちに実行することに関しては、例えば米本土グループの一員で加州排日運動の一翼を担っていた加州労働連盟書記ポール・シャレンバーグ(Paul Scharenberg)、元加州フレズノ・パブリカン主筆チェスター・ローウェル(Chester Rowell)から強い異論が出されている。

本問題をめぐつては、那須とローウェルとの間で議論の応酬があつた。その中に於いて、那須はローウェルに対し次の四ヶ条の質問をなし、解答を求めている。⁽⁴⁾

- 一、 欧人と同じ比率制度によつて、年に僅々百数十人の日本移民の来往を認むることが、一億二千万の米国民にとつて、如何なる社会的困難を齎らすと考へるのであるか。

二、 加州に多年在住して平和に職業に従事せる日本人をして加州に安住する能はざらしむる如き空気を作り、之を加州より驅逐することは正義に協へるものであるか。

三、 加州に於いては日米人の雑婚を禁じて居るが、法律はかゝる個人的心情の問題に迄立入りて之を規定する権能があるか。

四、 東洋移民排斥に就ては種々の口実を設けるが結局は人種的偏見に基いて居る。然るに世界の白人中には仏、露、其他の如く東洋人に対して人種的偏見を有せざるものがある。然らば吾人は自然の勢ひとして此等の白人とより接近しより親しくなるであろう。若し米国の東洋移民排斥がかゝる結果を招くとすれば、米国は国内に面倒なる人種問題の惹起せんことを虞るゝ余り、國際的により大なる難問題を發生せしむるものではなからうか。それは世界の平和的進歩に貢献する所以ではあるか。

那須の以上の質問に対してローウェルは、次のような答弁をなしている。⁽⁵⁾ (一) 移民割当て制を日本に適用した結果、米国に少数の日本移民が来ることは問題とするに足らない。しかし、米国は近い将来に欧州移民をより自由に入国せしむべく現在の比率制度に改革を加え、或いはこれを撤廃する必要性を感じるかも知れない。その時に欧州移民と同様に日本移民が漲り入ることは困るから何等かの差別をつけねばならなくなる。さうすると現在の差別待遇を撤廃することは将来再び其の問題を矢笠しくする所以になる。故に寧ろ現状維持の方がよい。(二) 在来の加州在住日本人の住心地を悪くして居るのは気の毒に思ふ。日本が若し排日移民法を以て決着した問題と考へるならば、我々は直ちに加州在住日本人に対して一切の差別待遇を止めるであろう。(三) 日米人結婚禁止法は、雑婚に何等の悪結果なきことが科学的に証明される迄は已むを得ない。(四) 移民問題は人種的偏見による点大なるを認める。又米国が東洋人の移住排斥の結果、世界的に難問題が起るかも知れないことも認める。併し云ふが如き世界的難問題は未だ漠然たる未来の問題であるし、東洋移民の大衆的渡来によって米国が甚だ困難なる立場に立つは眼前観面の事柄である。米国としては手近な具体的困難を先づ避けるように努むるのは已むを得ない。

ローウェルは、個人的には日本に対して好意的であつたことから、その答弁には苦しそうに見える一幕もあつたと

のことである。(二)で述べるように、加州在住の日本人の待遇改善問題と、排日移民法をめぐる討論を終結し、それを認めて受け入れることを交換条件としたことはいかにも理に適わぬことであつた。そうしたローウエルの主張は、シャレンバーグのそれと一致するものであつた。しかし、既述のごとく移民割当て制を日本人に適用することを大方の米本土グループの会員が認めていたことから明らかなように、ローウエルの主張はあくまでも少数派のそれであつたとみることが出来るのである。

さらに移民問題討議の過程に於いて問題となつたのは、一つは米国が排日移民法を改正した場合に、日本は直ちに帰化法の改正をも要求するのではないかとの懸念であり、もう一つは日本は排日移民法の改正のみならず、同様のことを中国人に対しても要求するのではないかという疑問であつた。それに対する日本グループの返答は比較的歯切れ悪く、自分達が帰化法の改正を全く問題にしていないこと、日本は中国の代表ではないことから米中間の問題は米中間にて解決をはかる外なく、日本国民の多数もそれ以上のことは考えていないと語るに止まつている。⁽⁵⁾

それとの関連で、米本土グループの会員から提起されたもう一つの大きな問題は、東洋人だけを一括して別扱いとする移民法制定の是非をめぐる問題であつた。日本グループは、それに対して強い反対の態度を示した。その理由は、那須によれば、日本グループが移民法によつて入国者に差別を付すのであれば、それは人種によるべきではなく諸国民の文化・教養の程度によるべきであるとの立場にあつたことによる。⁽⁷⁾ その背景には、東洋人の中に於いて日本人だけが文化・教養の程度に於いて白人と同等に扱われてしかるべきであるとの自負心を有していたことは、いうまでもない。

日本グループのそうした主張に対しては、ローウエルによる反駁もあつた。それは、日本を欧州諸国と同様の一家と認めるが、日本人移民は一国家ではなく、異人種の一個人である。従つて、既に人種的区分の存在する以上、日本人移民は右人種の区分の中に入れられるのは已むを得ないというものである。⁽⁸⁾ 本反駁は、シャレンバーグの支持を

得、またカリフォルニアの新聞に取り上げられるなど一部の関心を呼んだが、それ以上にはなりえなかった。米本土グループの会員の大半が原則的に日本への移民割当て制適用に異論の無かったことは、既に述べた通りである。

3

七月二七日夜の全体会議に於いては、日本グループは、自らの姿勢をめぐって万が一の誤解をも招かぬよう、そして自らの要求が何処にあるかを再確認すべく、グループとしての声明を用意、石井徹に発表させた。大略は、「日本は決して人口食糧問題を解決せんがために米国移民法の不当を唱へるものではない、同法が日米両国間の紳士協約を無視して日本の国民的誇を傷けた事及び其移民法が差別的待遇を与へて居る事甚だ遺憾に感ずる。日本は之等の点に就て米国の反省を促し、米国が自発的の行為に依って此問題に解決を与ふることを期する⁽⁹⁾」というものであった。石井に続いて、鈴木文治が、日本労働総同盟会長としての立場から、「移民問題は本質的に労働問題である……排日移民法が米國労働側から出た事を遺憾に思ふ……其解決方法として日米労働団体の提携、米墨間に最近実施されたる米墨移民委員会に習って日米両国の労働団体間にて斯る移民委員会の必要性を提唱し、平和は相互諒解と相互敬愛の上に建設するべきものである⁽¹⁰⁾」旨を力説した。

両者の演説終了後、全体会議の主題であった「太平洋移民問題を目的とする国際機関の必要ありや否や」をめぐって忌憚のない意見の交換が行われている。

その中の主なところを紹介するならば、クインシー・ライト (Quincy Wright) は、「従来国際法は移民問題を国内問題として認めて来たが、国際連盟の最近の調査に依って国際的色彩を帯びて来つゝあり⁽¹¹⁾」と述べ、ホールは、移民問題を討議し、協調を模索する国際会議機関の設立に賛同の意見を論じている。ジ・ホーム・D・グリーン (Jerome D. Greene) も、「國際の平和を乱す移民問題其他に関する一國の行為は國際間の會議に依って協定せらるべき事⁽¹²⁾」を

主張した。さらにギャレン・M・フィッシャー (Galen M. Fisher) は、渋沢栄一提唱の日米間の連合高等委員会設立案を提議した。⁽¹³⁾ それに対しては、原田助から賛同の意見も提出されている。

ただし、移民問題を国際機関にて取扱うことに前向きな主張に対しては、かなりの反対意見もあった。⁽¹⁴⁾ 例えば、ウッドは、それは却って問題を複雑化させるという理由から反対した。シャレンバーグは、移民問題は解決済みの問題であり、再びそれを持ち出すことは無益であると論じ、加えて鈴木移民委員会設立の提案に対しても、日米間と米墨間の種々の事情の相違を理由として施行は不可能である旨を語り、反対の態度を鮮明にさせた。

そうした議論を締括るかのように、那須が日本の真意は石井の述べた通りであること、「米国が必ず日本の誠意を認めて日本に満足なる解決を与えて呉れる事を硬く信じて疑はない」旨を語り、むすびとした。以上で、二日間の移民問題討議は幕を閉じたのである。

- (1) 「第二回太平洋問題調査会概要」、『高木文庫』IPR関係資料。
- (2) 赤木英道「(ハ)移民問題」、井上、前掲書、一五二—一五三ページ、及び“Round Table on Immigration and Emigration, QUESTIONS” (Institute of Pacific Relations Document Collection, University of Hawaii Archives)。
- (3) 那須皓「太平洋会議と移民問題」『中央公論』一九二七年一〇月号 (第四二巻一〇号) 六〇—六一ページ参照。
- (4) 同右、六一—六二ページ参照。
- (5) 同右参照。
- (6) 同右参照。
- (7) 同右六一ページ参照。
- (8) *San Francisco Chronicle*, July 27, 1927 参照。
- (9) 赤木、前掲書、一六一ページ。
- (10) 同右。
- (11) 同右、一六二ページ。

(12) 同右。

(13) 渋沢提唱の連合高等委員会については、拙稿「渋沢栄一と国民外交―米国に於ける日本人移民排斥を中心として―」、『渋沢研究』（創刊号、一九九〇年三月）を参照されたい。

(14) ウッド、シャレンバーグ、鈴木の発言については、赤木、前掲書、一六二―一六三ページ参照。

(15) 同右、一六三ページ。

むすび

日本グループが第二回ハワイ会議に臨むに際して抱いていた期待は、第一回ハワイ会議の場合と同様に、日本と米本土グループを中心として移民問題を第一の案件とする形で議事が進められる、そして恒久化が決定され規約も制定されたIPRがその理念や理想に沿って今後発展していくための基盤が第二回ハワイ会議に於いて形成されること⁽¹⁾にあったといえよう、それに関しては、初参加の英国グループが予め定められていたプログラムを変更させ、中国問題を第一の案件としたことに一抹の懸念を抱かされることになった。

移民問題に対する日本の基本姿勢は、第一回ハワイ会議のように、米国のいわゆる一九二四年排日移民法の不当性に対する批判を行うことを主眼とするものではなかった。それ以上に、本問題が決して解決済みの問題ではないこと、移民制限に関する相手国の主権は尊重するものの、人種差別に基づく移民制限は承服しかねること、日本人はその文化程度からして米国が欧州諸国民に適用している移民割当て制を適用される十分な資格があることを主張し、理解を得ることにあった。それを効果的に達成する方法として、移民問題を人口食糧問題と移民問題とに議題を分ける形で討議したことは、第一回の場合との大きな相違である。その結果は、日本の抱える人口食糧問題の深刻さがそれまで以上に各会員に認識され、それとの連関に於いて移民問題を再認識させることにもなった。そういう意味に於いて、

第二回ハワイ會議の移民問題討議には一定の意義を見出すことが出来よう。

さらには、日本グループが強く求めた移民割当て制の日本への適用に関しては、ローウェルやシャレンバーグから強い異論も出されたとはいえ、影響力の大きなウィルバーを中心に全体の意向としてはそれを認めていく方向性が示されたことも今回の意義あることであった。

ところで第二回ハワイ會議は、IPRの眞の意義が問われるとともに、その後のIPRの方向性を決めるといふ重要な側面を併せ持っていた。それに関しては、周回の期待にこたえるに十分な成果をあげたといえよう。また、第一回ハワイ會議と比較しても、事前の調査研究が充実したものとなっていた点も評価出来よう。

ただし、その後のIPRを考える上で、とりわけ注意を払わねばならない課題として今回浮上してきた問題は、中国情勢の深刻化及び英国グループ参加の結果もたらされたIPRの政治化の問題、そして日本グループ及びその会員の中国に対する認識の問題であろう。それらは、今後の検討課題である。

最後に、本稿及び拙稿(「太平洋問題調査会と移民問題——第一回ハワイ會議を中心として——」『法學研究』五八巻六号、七号所収)とを合わせて考えてみても、一九三〇年代に於ける日米関係の悪化という国際環境が生じなかったならば、米國に於ける日本人移民排斥問題は日本側の期待する方向に沿って解決をみたように推察される。

(1) それは、この段階に於いてもなお日本グループが革命外交を展開する中国の情勢に対する認識を欠き、第二回ハワイ會議に於いても第一回のそれと同様移民問題が焦点となることを疑わず、中国問題に関する調査研究の欠如していたことを示している。本件に関しては、「当時の日本メンバーにとって太平洋問題イコール対米問題であり、中国問題を議論の対象としてとらえる視点のなかったことを示す」という中見真理氏の指摘は的を射ているといえよう。中見真理「太平洋問題調査会と日本の知識人」『思想』一九八五年二月号(第七二八号)一一〇ページ。

(後記) 本稿執筆には、ハワイ大学アーカイブズに於ける史料の蒐集が不可欠であった。そのための助成をしてくださったイースト・ウエスト・セミナーに心から感謝申し上げます。